

奈良県訓令第2号

各部課室
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から施行する。

平成二十年八月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

別表の出先機関における記号の表中

奈良県立橿原公苑	𪛗
奈良県営プール	𪛗
を「奈良県	

橿原公苑」に改める。